広島市政と市民

4月1日 No 265

人口と世帯

人口	543,458人
男	271,601人
女	271,857人
世帯	176,736人

（2月29日現在）

福祉活動・婦人活動の拠点 社会福祉センターが完成

婦人の新しいくらしに必要な教養や技芸を身につけ、母子家庭などの生活相談や生業指導を行なう施設として、また、心身障害者や老人、低所得者などの福祉向上のための場として、社会福祉センターが、四月十日から、期待のうちに開館します。このセンターには、婦人活動や福祉活動の場にふさわしいいろんな設備がありますので、お気軽にご利用ください。（二ページに関連記事）

編集・発行／広島市市長室広報課（電話代表 45－2111） 印刷／株式会社 文化社 発行日／昭和43年4月1日

待望の社会福祉センター完成

4月10日 いよいよオープン

二階にある大ホール

生活文化の向上と社会福祉の増進に

市民の日常生活に密着した福祉増進のための施設を――という年来の願いが実を結び、千田町一丁目の日赤病院裏に昭和四十一年暮から工事にかかっていた社会福祉センターが完成し、いよいよ四月十日に開館する運びになりました。この建物は、総事業費二億三千八百余万円の鉄筋コンクリートづくり地下一階、地上六階、約三千八百平方㍍で、冷暖房、エレベーターなどの近代的な設備をもち、豪華な中にも落ち着きのあるデザインと色調に統一され、親しみがもてるように設計されています。

ここでは、社会福祉センターの設置目的、事業や設備の内容などを紹介し、あわせてご利用いただく要領なども掲載し、どしどしご活用になるようご案内します。

生活に密着した福祉活動の拠点

気軽で親しみのある施設に

この社会福祉センターは、婦人や福祉に欠ける人たちを中心にした市民の生活文化の向上と社会福祉の増進をはかるための場として設けられたものです。したがって、ただ単に会議やショーなどの催しのための会場をひとつふやしたといったものではありません。市民の日常生活に密着した福祉活動の拠点としての性格をもつ施設なのです。

こうした意図で建設された社会福祉センターでは、心身に障害のある人、母子家庭、老人、生活が苦しい人など、福祉に欠ける人たちに対する生活相談や生業指導を行なって、家庭生活の安定助長をはかることはもちろん、老人や身体の不自由な人などには、憩いの場を設けて、各地区で行なわれる福祉活動の拠点としての役割を受け持ちます。また、結婚相談からの一助ともします。さらに、家庭経営を直接担当される婦人のために、新しい生活技術を学びとって生活改善に役だて、日常生活に生かせる教養を身につけるなどの機会と場が設けられております。

6階にある料理教室

このように、日常生活に密着した社会福祉センターの諸活動の運営は、できるだけ社会福祉団体や婦人団体自体で自主的に行ない、現状によくマッチしたやりかたで進めることにしております。特定の一部の固定した人だけが利用することにならないようにし、だれもが普段着のままで気軽に利用していただけるセンターにするようとくに配慮して運営します。

福祉センターにふさわしい利用者本位の設備が完備

社会福祉センターの設備は、すべて利用される市民本位に設けております。心配ごと相談所と結婚相談所を一階に設け、身体の不自由な人たちが利用される技能習得室は玄関をはいったすぐのところに、母子家庭向けのものは四階に内職作業室と隣りあわせとし、おしょりなどの憩いの室として浴室つきのものを二階に設けています。結婚式関係の施設は全部三階にまとめ、廊下から控室、式場披露室の全面に赤じゅうたんを敷いて豪華な雰囲気をつくり、写場、貸し衣裳室、美容着付室も完備しております。また、講演会、大集会、展示会、演劇会などができるように三百五十人が収容できるホールを二階に設けてあります。婦人のための生活講習室、料理講習室を五階と六階に、茶道、舞踊などのけいこの場として五階に和室が設けてあります。さらに、会議室、小集会室として地階、二階、四階、五階、六階に合計七室が備えてあります。このほか、一階に図書資料室を、このセンターの利用者のために玄関横に駐車場、地階に食堂、四階に喫茶室、六階に子どもの遊び場が設けてあります。

5階にある茶室

幸せを高めるための施設にふさわしい使用料金

このセンターは、毎週火曜日、国民祝日の翌日、八月六日、年末年始は休館しますが、その他の日は、毎日朝九時から夜九時まで開館します。

この社会福祉センターは、婦人や福祉に欠ける人たちの福祉の向上をおもなねらいにしているものです。したがって、これらの人たちの利用を優先させます。このため、使用の申込みも、これらの人を対象にする催し物やこれらの人が行なう行事は、その使用日の一か月以前から受けつけますが、それ以外の使用は、一か月以前の申込みは受け付けないことにしております。また、こうした優先利用の対象になる使用は、会議室、講習室は無料とし、ホールの使用料は、一般の使用の場合の五分の一ていどの額にする予定です。また技能習得室の授業料は無料とし、料理教室、その他の婦人講座の受講料は、できるだけ無料にし、有料の場合でも実費に近い額にするように考えています。さらに、結婚式関係の利用は、これらの施設を設けた趣旨からして、設備は豪華にしておりますが、挙式、披露宴は努めて簡素なものにし、その料金もできるだけ負担が軽くてすむようにする予定です。

以上のように、幸せを高めるための施設であることにふさわしい使用料金にしております。ですから、使用料収入だけではとうてい管理費をまかなうことはできず、相当の赤字になります。しかし、このセンターが設置目的にかなった利用が確保されるならば、それは、単なる損失赤字でなく、福祉事業を進めるための経費とみてよいでしょう。どうかこの社会福祉センターが、多くの人たちに有意義に活用されるよう期待しております。この福祉センターの利用などのくわしいことは、管理事務所（電話四一―九五七四）にお問い合わせください。

みんなで考えるための「社会福祉展」を開催

社会福祉センターの開館式を四月十日に行ないますが、この日から十五日まで開館記念行事として「社会福祉展」を館内で開催します。社会福祉事業の現況をみなさんに知っていただき多くの※※みなさん、おさそいあわせのうえ、多数ご来観くださるようお待ちしております。

※残されている問題点をいっしょに考えていただくための資料としたいと思います。

希望者はどうぞご応募ください

被爆者家庭奉仕員を五名

すい事、洗たくや相談・指導を

原爆被爆者の救済は、これまで原爆医療法により施策をこうじてきましたが、被爆者の援護対策は、じゅうぶんな措置がとられていないのが実情でした。

このため、昭和四十二年十一月一日から、市の単独事業として被爆者奉仕員制度を設け五名の奉仕員によって被爆者家庭のお世話をしてきました。しかし現在の五名では、こんごの円滑な奉仕活動がむずかしくなりますので、昭和四十三年度において、新しく五名の奉仕員を増員することにしました。

職務の内容：被爆者のうち、自宅か病院で療養している人で、家族の介護が受けられない低所得者の家庭を訪問して、すい事、洗たく掃し、裁ほうなど、身のまわりの世話をしたり、一身上のいろんな相談や指導をしたりします。

資格：①昭和四十三年四月一日現在で、満三十歳以上四十五歳未満の人で、市内かその近郊に住んでいる高校卒業以上の女子②心身ともに健康で被爆者福祉に理解と熱意を持っている人③確実な身元保証人がある人。

試験日時と方法：四月十六日（火）午前九時から市役所人事課で面接試験を行ないます。身体検査は後日行ないます。

採用：五月一日（水）の予定

給与：月額一万六千五百円

勤務条件：週五日制（土・日曜日は休み）で、ひとりが約五世帯を担当し、一世帯に対し一週二回の巡回訪問をします。

受験手続き：人事課にある申込書と卒業証明書を、四月十三日（土）までに市役所人事課（電話四五―二一一一内線五二四）へ提出してください。

明るく正しい選挙標語を

1等は2万円の賞金

民主主義社会における議会政治を確立するためには、そのもとになる選挙が、清く、明るく、正しく行なわれることがなによりもたいせつであることはもちろんですが、現下のきびしい内外の諸情勢に対処しなければならない今回の参議院議員の選挙においては、このことがとくに重大な意義を持つといわなければなりません。この自覚を有権者の胸深く訴え、投票行動に役だつ標語を、広く一般から募集します。

応募締切り日：四月二十日（土）

用紙：官製ハガキ一枚一句、ひとり二枚まで。

賞金：◇一等ひとり＝二万円◇二等三人＝各一万円◇三等五人＝各三千円◇佳作若干人＝記念品

送り先：明るく正しい選挙推進全国協議会（東京都千代田区平河町二の六麹町会館内　電話二六一―七六一三～四）

くわしいことは、全国協議会か市選挙管理委員会（電話四五―二一一一内線四〇九・四一〇）へおたずねください。

青年文化実習教室へご参加を

料理、写真、絵画など

あなたは余暇をどのように使っていますか。家庭生活、職場生活、社会生活に必要な知識や技術を、あなたの余暇で身につけると同時に、あなたと同じ世代のよい友人をつくりませんか。希望者は文化実習教室へふるってご参加ください。

期間：昭和四十三年四月七日から昭和四十四年三月三十一日まで

時間：毎日午後六時十五分から同八時十五分まで（日曜日は午前十時から正午まで）

場所：青少年センター（基町五―六一）

資格：市内に在住・通学・通勤している十五歳から二十五歳までの青年。

受講料：不要、ただし、材料費などの実費は自己負担。

実習内容と定員：◇ペン習字＝三十名◇料理（三回）＝各二十五名◇写真＝十五名◇孔版＝三十名◇書道＝三十名◇茶道＝三十名◇フォークダンス＝五十名◇デザイン＝三十名◇無線＝二十五名◇吹奏楽＝四十名◇簿記＝三十名◇手芸＝三十名◇合唱＝四十名◇製図＝二十五名◇絵画＝二十名◇生花＝二十五名。定員をこえた場合は抽選で受講者を決めます。

申込み方法など、くわしいことは青少年センター（電話二八―〇四四七）へおたずねください。

消費者モニター六十名を

商品の選択力向上へ

市では四十三年度の消費者モニターを募集します。最近、ますます販売競争が激しさを加え、いろんな商品がたくさん出たり、物価の上昇もいぜんとして衰えをみせません。

このような折から毎日の台所をあずかっておられる消費者のみなさんにとって、商品の選択力の向上、家計の合理化など消費生活の改善ということに、よりいっそう関心を持っていただくことが必要になってきました。

市では、これまで消費者のみなさんの中から、消費者モニターや計量モニターになっていただき、日常の買物をつうじて商品や商店の選択力をつけてもらうと同時に、問題点をご報告願い、成果をあげてきておりますが、ことしからはこれまでの消費者モニターと計量モニターを一本化して、さらに、その効果の向上をはかることにしました。

したがって、ことしのモニターのみなさんには、計量を含めて広く〝見る目〟を養っていただき、みなさんの消費生活の向上のために、ご活躍願うことになるわけです。ふるってご応募ください。

人員：市内在住の主婦六十名

用務：年間二回（六月と十二月ごろの一か月間二回）、日常の買物をつうじて、価格表示、計量、量目表示、誇大広告、店頭サービス、物価の状況などを調査していただいた結果を、モニター日誌に記録してご報告願います。以上の用務に関連して消費生活セミナー（講習会）、モニター説明会、報告会などに参加していただきます。

謝礼：四千円（一回二千円の二回分）

申込み方法：住所、氏名、年齢、家の職業、家族数、モニター申込みの動機・理由、電話番号、家の付近の見取図を書いて郵送してください。

申込み期限：四月十三日（土）

申込み先：市役所商工課（国泰寺町一丁目六―三四　電話四五―二一一一内線八四四・六〇四）

その他：申込みが定員をこえる場合は商工課で選定します。

統計調査員候補者を募集　市の台帳に登録

市内で行なう統計調査の調査員になっていただく候補者を広く一般から募集しています。応募された人は、台帳に登録し、調査を行なうときに統計調査員に選定し、希望地区の調査事務にたずさわっていただくことになります。

登録資格／①日本人で満18歳以上の人②税務事務に関係していない人③市内か近郊に住み、市内での統計調査ができる人。

登録期間／別に定めないが、希望によって一定の期間だけ登録することもできる。

申込み先／市役所統計課か地元の各出張所

その他／①統計調査員に任命された人は、非常勤の公務員になる②調査を終えた人には報酬が支給される③統計調査にたずさわる時間の制約はない。

くわしいことは、統計課（電話45―2111内線471・740）へおたずねください。

献血会へご加入ください

血液助け合い運動にご協力を

輸血は毎日多量に行なわれています。しかし、人間の体には、人間の血液しか輸血できません。そのため、必要な量の血液は、いつもわたくしたちの手で確保しておかなければならなくなっています災害はいつどこでだれにふりかかってくるかわかりません。交通事故や重い病気による手術などのため、輸血を必要とするときは、おたがいに提供した血液を役だたせたいものです。

広島市公衆衛生推進協議会では、血液助け合い運動を推進するため、広島市献血会を設置しました。この会では、会員相互の献血や預血によって血液を確保し、必要に応じて輸血用血液を提供することにしています。地域ぐるみで会へご加入ください。献血会は全市的な会員相互扶助制度にしており、この会に加入しておれば、必要な血液がすぐに合う仕組みになっています。そして、加入者が多くなればなるほど、その効果が大きくなるわけです。

この会には、市民であればいつでも加入することができます。しかし、入会の申込みをされても三か月を経過しないと会員の資格を得ることができません。くわしいことは、市公衆衛生推進協議会献血会事務局（市役所衛生課内　電話四五―二一一一内線三一三・五五九）へお問い合わせください。

●広報アラカルト

□□□□ 四月六日、健康相談に応じます

市医師会では、四月七日の「健康感謝の日」によせて、全会員の専門的な知識と経験を動員し、市民のみなさんの健康を守り、増進するため、全面的な奉仕活動を展開されることになりました。

高血圧、ガン、結核の相談、育児相談、そのほか、外科、産婦人科、眼科、耳鼻科、皮膚科、泌尿科など、全科にわたってご相談に応じますので、お気軽にお受けください。

とき：四月六日（土）午前九時から午後五時まで。

ところ：市内の各病院・医院

お受けになりたい人には、健康相談券をお渡ししますが、不足する場合は市医師会（電話四七―〇三七八）か市役所衛生課（電話四五―二一一一内線三一三）へご連絡ください。くわしいことも、この二か所のいずれかへお問い合わせください。

□□□□ 税金の納付書を一年分まとめてお届けします

今年度も固定資産税・都市計画税と市・県民税の納付書は、それぞれ第一期分から第四期分までの白色の納付書と、一年分の税金を第一期に全額納める場合に使用する青色の納付書との五枚をひと組にしてお送りします。

納付書をいっかつして送付していることは、①納税者のみなさんが計画的に納税できる②納付書をなん回にも分けて送る経費や手数がはぶけ、もっと有効なことに使用できる――などの利点を生かすために行なっているものです。したがって、納税者のみなさんには、なんか月もさきに使用する納付書を保管していただくことになりますので、納税袋などを利用して納付書を紛失されないように注意してください。

税金の納期がくれば、金融機関などにポスターをはったり、広報車や広報紙などでお知らせしますが、納付書や納税袋にも納期が記載してありますので、よくご覧になって、納期内に必ず納税されるようご協力ください。

□□□□ 青色の納付書で前納報奨金をどうぞ

固定資産税・都市計画税や市・県民税の納期は年四回に分かれていますが、まだ納期のきていない分の税金を前もって納めていただくと、銀行の普通預金利息よりも有利な前納報奨金がつきます。

この金額の計算方法は、納付書にのっておりますので、ご覧になればおわかりになると思いますがたとえば、固定資産税・都市計画税の一年分の税金一万円（各期とも二千五百円）を四月十五日までに全額納められると三百七十五円の前納報奨金がつきます。この一万円を四月一日に銀行へ普通預金で預けておき、各納期の末日に引き出して納税されると、利息は八十六円しかつきません。このように、納期前納付の方法は、たいへん有利な税金の納めかたですからせいぜいご利用ください。

近くお手元に送付する五枚の納付書のうち、青色のものには、第一期の納付期限（固定資産税・都市計画税は四月三十日、市・県民税は七月一日）までに一年分の税金を納められた場合の前納報奨金の額が計算されています。

この青色の納付書を使って前納される場合は、一年分の税金から前納報奨金を差し引いた残りの額を郵便局をのぞいた近くの金融機関などへ納めればよいことになっています。また、この青色の納付書で納められた場合は、一年分の税金を全部納めたことになり、各期分の白色の納付書で納められる必要はありません。

□□□□ 飼犬の登録と狂犬病予防注射を実施します

昭和四十三年度の犬の登録と一回目の定期狂犬病予防注射を実施しますので、あなたが飼っておられる生後三か月以上の犬を必ず近く注射場へおつれください。料金は、定期の場合が登録手数料三百円、注射済み票交付手数料六十円、注射料二百円、合計五百六十円ですが、定期以外の場合では注射料が三百二十円になります。

四月前半の日程と注射場はつぎのとおりです。

◇四月二日＝庚午南巡査派出所　草津小　井口出張所前　井口阿瀬波公民館前◇三日＝尾長小　矢賀小中山出張所前　戸坂出張所前◇四日＝似島出張所前　金輪島家頭宅　古田小　古田保育園前　庚午北町　豊野神社◇五日＝牛田小　鉄道病院西側　牛田不動院前　牛田公園◇八日＝上天満公園　己斐出張所前　西隣保館　己斐保育園前◇九日＝東隣保館　大洲幼稚園前　青崎小　堀越公園◇十日＝三篠保育園　横川第一公園　三篠小　大芝小◇十一日＝元宇品保育園前　宇品千暁寺　宇品出張所　宇品中前◇十二日＝観音新町　黄金魂神社　観音中　観音小　観音高◇十五日＝女子商高前　段原中　東雲第二公園集会所前　比治山小◇十六日＝江波小　江波二本松パプテスト教会　舟入出張所　舟入第二公園◇十七日＝基町和光園跡　白島小　白島公園　繊町小◇十八日＝大河小　丹那町獣医師会館　渕崎西福寺　市工高◇十九日＝西保健所　榎町公園　本川公園　広瀬小

受付け時間は、いずれも午後一時から午後四時までです。

●お知らせコーナー

固定資産税
都市計画税
国民健康保険料
国民年金保険料

（各Ⅰ期分）

納付期限　4月30日

南税務署が移転しました

南税務署が移転し、3月21日から新しい庁舎で業務を始めております。

新庁舎所在地：市内宇品町26番町746の1（広島地方海難審判庁隣り）

電話番号：53―3281～3290

交通機関：①市内電車宇品十丁目下車②広電バス県病院前下車③広島バス県病院前下車

広島市政と市民

編集・発行
広島市市長室広報課
（電話代表45―2111）
印刷
株式会社　柳盛社印刷所
発行日
昭和43年4月15日

4月15日号　No.266

有償譲渡などの制限

鈴が峰新住宅市街地開発事業の対象になる地域

このたび、広島市が実施する鈴が峰新住宅市街地開発事業が新住宅市街地開発法の適用を受けることになり、その規定にもとづき、開発事業の対象になる地域は、有償譲渡の制限と建築行為等の制限を受けますので、じゅうぶんご注意ください。

開発事業の対象になる地域

◇古田町古江字鈴が峰　高井越　傘田　湯谷ケ迫　大蔭地内　◇草津南町字鈴が峰　臼ケ迫　管ケ迫　鈴が山　荒手　西原ケ尻　東原ケ尻　原ケ尻　銭神地内　◇井口町字銭神　鈴が山　観音ケ谷　西原ケ尻　鈴が薗地内

有償譲渡の制限

開発事業の対象になる土地や土地に定着する建築物・工作物を有償で譲り渡したいときは、その予定価格と相手がたを必ず所定の様式(土地建物等有償譲渡届出書)により市役所建設局西部開発事業部へ届けてください

建築行為等の制限

事業施行の障害のおそれがあるつぎの行為をしたいときは、広島県知事の許可を受けなければなりません。

①土地の形質変更②建築物や工作物の新築増改築③容易に移動できない物件の設置や堆積

このふたつの制限事項に違反した人は法の定めにより罰則の適用を受けます。

特別弔慰金の請求手続きを早く

40年4月から支給されている人は43年5月31日で時効です

戦没死された軍人・軍属や準軍属（動員学徒、徴用工、国民義勇隊、女子挺身隊など）の遺族に対して、昭和40年4月からと同41年4月から、3万円の特別弔慰金が支給されています。40年4月から支給されている人は43年5月31日、また、41年4月から支給されている人は44年6月30日で、それぞれ時効になりますので、まだ請求されていない人は、早めにその手続きをしてください。

▼40年4月から支給されている人＝遺族援護法による弔慰金（5万円か3万円）を受けた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟・姉妹、伯叔父母など、3親等であって40年4月1日現在で遺族のだれもが、公務扶助料、遺族年金、遺族給与金などを受けていない人

▼41年4月から支給されている人＝遺族援護法による弔慰金（5万円か3万円）を受けた人が死亡などにより、40年3月31日までに特別弔慰金の受給権をなくしているときは、子、父母、孫、祖父母、兄弟・姉妹の順で受給されます。

ただし、40年4月1日現在でつぎのことがらにあてはまるときは支給されません。①遺族が公務扶助料、遺族年金、遺族給与金などを受けているとき②戦没者の死亡日以後、遺族以外の人の養子になっているとき③戦没者の死亡日以後、遺族以外の人と婚姻し、氏が改まったとき。

くわしいことは、市役所福利課（電話45―2111内線294・693）まで。

土地や建物の取引きはじゅうぶん注意して

宅地建物取引業法の一部が改正され、不動産取引き業者は、取引きの対象になる土地や建物の重要なことがらを事前に、相手がたへ説明しなければならないことになりました。

市民のみなさんが土地や建物の売買、貸借をされるときは、正規の免許業者を利用されることはもちろん、つぎのことがらにもじゅうぶんご注意ください。

①誇大広告に注意し、必ず現地を自分の目で確かめること②登記権利関係、建築基準法都市計画法、農地法などの法令による使用制限、私道の負担、施設の整備などは契約をする前に必ず書面や口頭で説明してもらうこと③契約や現金の支払いは、じゅうぶんなっとくしてから行なうこと④契約が成立したときは必ず契約書を交わすこと。

市役所公聴課では特別相談として毎週金曜日の午後1時から同4時まで、土地や建物の取引きなどの相談に応じていますのでご利用ください。また、くわしいことは、県土木建築部監理課へおたずねください。

戸坂町宅地造成事業交付公債を償還します

広島市戸坂町宅地造成事業交付公債の償還期限がきましたので、つぎのとおり償還します。

◇ 償還期日：昭和43年4月1日
◇ 支払い場所：券面記載の支払い場所(広島銀行本店と広島市内各支店)

公債証券の償還番号はつぎのとおりです。

10万円券(あ号) 270枚＝5 12 14 15 16
18 20 21 22 24 27 28 29 33 36
39 45 48 50 53 58 59 60 62 64
66 70 71 72 73 74 75 79 80 81
83 86 87 92 93 94 96 97 98 99
102 103 105 107 108 109 111 114
115 116 118 119 120 121 122 123
124 125 127 135 137 139 140 141
142 144 148 152 153 155 158 159
160 163 164 165 166 169 170 175
181 182 184 190 192 195 201 202
203 204 206 207 210 211 212 213
217 218 219 220 221 222 223 228
231 234 235 236 237 238 239 247
253 255 256 258 260 263 265 267
268 274 275 277 279 280 281 283
284 285 287 289 291 292 296 299
303 304 305 306 309 310 312 315
316 319 320 321 322 323 327 330
334 335 343 349 350 352 355 356
357 360 363 365 366 367 370 371
372 373 376 377 378 381 383 386
387 388 390 391 392 393 395 400
401 402 406 409 413 416 419 423
424 425 426 433 434 436 439 443
444 446 448 449 454 461 464 468
469 471 477 480 483 484 488 491
492 493 499 500 501 502 503 505
509 510 513 514 519 523 526 527
529 532 533 534 535 540 541 543
544 546 547 550 551 552 553 560
561 562 563 567 570 575 580 581
584 585 586 587 592 597 598 600

5万円券(い号)21枚＝5 9 10 11 14
16 17 20 24 25 29 30 34 35 36
38 42 44 45 48 51

1万円券(う号)86枚＝2 3 5 6 8
12 13 14 17 18 19 21 24 27 32
34 38 40 42 43 45 46 52 54 56
59 60 65 66 68 69 72 75 76 78
79 80 81 83 84 87 88 91 95 96
97 99 106 107 108 114 117 118
119 122 123 124 127 129 130 133
135 136 138 142 146 147 149 150
151 152 157 163 172 179 181 182
184 187 188 190 191 192 195 196
204

10万円券追加番号　596

相談

「無料法律相談室」を開設

5月2日に弁護士会館で

5月1日から7日までの憲法週間の一環行事として、「無料法律相談室」が開設されます。

とき：5月2日（木）午前10時から午後4時まで。
ところ：広島弁護士会館（上八丁堀2―43広島高等裁判所構内）
内容：交通事故問題、財産・婚姻・家庭問題その他の法律問題

専門の弁護士が中心になってご相談に応じますので、お気軽においでください。

「心配ごと相談所」

毎週水曜日、社会福祉センターで

財産分与や遺産相続、住宅や土地問題、子どもや老人の問題など、日常生活上のあらゆる困りごと、悩みごとの相談に応じます。相談料はいりません。

とき：毎週水曜日の午前9時から午後5時まで（受付けは午後3時まで）
ところ：広島市社会福祉センター（千田町一丁目9―43日赤病院裏　電話41―9574）
相談員：民生委員総務

特別相談日以外は、休館日（火曜日、国民の祝祭日、8月6日、年末年始）をのぞいて毎日、相談所長が相談に応じております。この相談所で解決できない困難なことがらは、専門機関と連絡をとって解決するよう努力します。

募集

臨時看護婦さん

採用　4月18日～5月13日ほか

パートタイマーとしての臨時看護婦さんを募集します。

募集人員：9人（定員になりしだい締め切ります）
採用期間：①4月18日（木）から5月13日（月）まで②5月20日（月）から7月10日（水）まで③10月3日（木）から12月30日（月）まで。
業務内容：医師の介助（生ワクチン投与、日本脳炎予防注射、インフルエンザ予防接種）
勤務時間：午後1時から同5時までの4時間
勤務場所：市内各保育園、小・中学校
手当て：半日800円（正看護婦）、半日600円（准看護婦）
その他：①白衣を貸与します②履歴書と看護婦・准看護婦の資格を証明できるものを提出してください。

くわしいことは、市役所人事課（電話45―2111　内線243・524）まで。

「施設見学会」の参加者

とき　4月24日

市政に対する理解をよりいっそう深めていただくために、毎月、市民のみなさんを、市役所の関係施設へご案内しております。

とき：4月24日（水）午前9時から午後3時30分まで。
集合場所と集合時間：市役所前に午前9時までに集合。
見学する施設：社会福祉センター　中清掃事務所　食肉中央卸売市場　ユース・ホステル　水源地　永安館　下水処理場
申込み先：市役所広報課電話（45―2111　内線229・509）　必ず電話で申し込んでください。
定員：55名(定員になりしだい締め切ります)
その他：料金はいりません。昼食はご持参ください。

「消費者セミナー」参加者

期間　4月24日から3日間

経済社会の急速な変動に対処して行くためには、消費者のみなさんに〝かしこい消費者〟になっていただき、消費生活の合理化や商品・商店の選択の知識や力をじゅうぶんつけていただくことがたいせつです。

そこで、このたび、つぎの予定で「消費者セミナー」を開催します。希望者は4月22日（月）までに名前と住所を市役所商工課（国泰寺町一丁目6―34　電話45―2111内線844・604)へ電話かハガキでご連絡ください

とき：4月24日（水）から同月26日（金）午後1時から同4時まで。
ところ：広島銀行本店7階ホール
内容：◇「日本の消費者行政の現状とこんごのありかた」＝早稲田大学商学部宇野教授◇「これからの流通と消費」＝広島大学政経学部田村教授◇「物価の値上りと家計のやりくり」＝杉野女子大学横山教授◇「食品の栄養と選びかた」＝広島女子大学家政学部沖増教授◇「衣服の整理（洗たくの知識）方法」＝広島女子大学家政学部水野上助教授

4月24日には、消費者モニタークラブの発会を行ないます。

注射

ポリオ生ワクチンの投与

4月18日～4月26日

昭和43年度上半期のポリオ生ワクチンの投与を行ないますので、該当者はお受けください。

対象者：◇昭和42年1日1日から同年6月30日までに生まれた赤ちゃん（2回目の投与）◇昭和42年7月1日から同年12月31日までに生まれた赤ちゃん（初めての投与）
期間：4月18日（木）から4月26日（金）まで。
受付け時間：午後2時から同4時まで（似島保育園は午後1時から同2時30分まで、元宇品会館と楠那小学校は午後2時から同3時まで）
日程と場所：◇4月18日＝竹屋小　吉島小　舟入保育園　大芝小　比治山小◇19日＝牛田出張所　中島小　観音小　本川小　青崎小　仁保小◇22日＝矢賀幼稚園　袋町小　神崎小　江波小　段原小　元宇品会館◇23日＝大洲小　中山出張所　天満小　井口小　太河小　楠那小◇24日＝熊町小　白島小　三篠小　南観音小　宇品小　似島保育園◇25日＝尾長小　千田小　己斐小　古田保育園　皆実小◇26日＝荒神町小　戸坂出張所　草津小　広瀬小　宇品東小

当日は指定された学区の投与場所へ行ってください。個人通知書と母子健康手帳を必ずご持参ください。市民以外の人は投与は受けられません。

飼犬の登録と狂犬病予防注射

4月後半の日程

昭和42年度の犬の登録と1回目の定期狂犬病予防注射を実施しますので、あなたが飼っておられる生後3か月以上の犬を必ず近くの注射場へおつれください。料金は定期の場合が登録手数料300円、注射済み票交付手数料60円、注射料200円、合計560円ですが、定期以外の場合では注射料が320円になります。

4月後半の日程と注射場はつぎのとおりです。

◇4月22日＝千田廟公園　南保健所　翠町第二公園　皆実町農林統計事務所横◇23日＝吉島新町保育園前　吉島西一丁目稲荷神社　千田小　広大工学部前◇24日＝国泰寺公園　中島小　神崎小　舟入病院◇25日＝荒神町小　東警察署中庭　松川公園　まこと幼稚園◇26日＝袋町公園　東保健所　鶴見公園　西平塚町興禅寺

新入学児童を交通事故から守りましょう

4月は新入学児童を交通事故から守る月間です。つぎのことをぜひ守るように、ご家庭で指導してください。

①道路の横断は安全な施設があるところを渡りましょう。安全施設がないところでは交差点で横断しましょう。
②信号機のある横断歩道では、必ず信号にしたがって渡りましょう。
③信号機がない横断歩道では ― ④必ず立ち止まって、まず、右を見、つぎに左を見、もう一度右を見て安全を確かめましょう㊁なるべくおおぜいで渡りましょう㊂車の流れには切れ目があります。これをうまく利用しましょう㊃運転者にわかるように、黄色い旗、ハンカチ、手などで合図をはっきりしましょう㊄安全施設も交差点もないところでは、左右の見とおしがきくところを選んで直角に渡りましょう。